

も、中人以下は皆御家流を學びたり。其器具に於ける、其居宅に於ける、其服飾に於ける、其他一切の開化に於けるも、王侯富豪の用ふる所は其度極めて高く、中人以下の用ふる所は其度極めて卑し、特に其度の懸隔せるのみならず、殆んど性質を異にせり。蓋し社會の平等ならざるは社會の常なれば、尊卑の用ふる所相異なるは固より免かるべからざる所なれども、封建の時の如く甚しきはあらざるべし。而して封建を以て太平を致せし事、徳川氏の如きは古來各國稀に聞く所なれば、苟くも封建の組織に於て如何なる開化の發現するやを詳にするは、徳川氏の開化を查察するに如くはなし。今や此の如き學士を發生せんと欲するも望むべからず。此の如き器物を發生せんと欲するも得べからず、開化の理を窮めんと欲するもの、其然る所以に於て最も注意せざるべからざるなり。

且つ更に注意すべきの一事あり、封建制度の下に於て發するものは、皆封建の性質を稟くる事是なり。蓋し酒中に注ぎたるすべての米は皆酒と化すべし、磁石に接したるすべての鐵は皆磁石鐵となるべし、封建制度の下に發したるすべての現象は皆封建の性質を得。試みに見よ、徳川氏の内制は各諸侯の内政と全く同じ、各諸侯の内制は各藩士の内制と全く同じ、各藩士の内制は各商賈の内制と全く同じ、各商賈の内制は各伴頭の内制と全く同じ、是より以下連綿として皆同じ、皆僕隸家來を以て團結して一家を爲せるものなり。蓋し封建は族を重んずるものなり、故に長子を重んじ庶子を輕んじ、假令繼嗣に愚者ありと雖も、綿々として一族を以て永遠に傳へしめんと計劃極めて密なり。其極や其族の血脈全く絶ゆと雖も、尙ほ養子の法を用ひ、外面に於ては更に絶え

ざるが如く思はしむるものなり。是れ固より人の天性(避死保生)に於て此の如きを欲するものあるに基くものにして、封建制度の下に至りて非常に發達したるものと云はざるべからず。後の人仔細に之を玩味せば、社會に一定の理ありて、種々の制度の下に種々の作用を爲すことを解するに難からざるべきなり。封建は族を重んず、故に家康の臣に直政、忠勝等ありと雖も、其關係は家康と直政、忠勝との間に存せずして徳川氏と井伊氏、本多氏との間に存せるなり、故に家康が直政、忠勝等に與へたる恩義は直政、忠勝が受けたるにあらざりして、井伊氏、本多氏が受けたるなり。されば假令井伊氏、本多氏の血統絶え、他家より其家を繼ぐに至るも、徳川氏に對する關係は以前に變ることなきなり。此事すべて他の諸侯に於けるも皆同じ。君臣父子其他親戚の關係に至るまで皆人と人との間に結ばれずして、族と族との間に結ばるものなり。されば商人も亦た族を以て諸侯の出入となり、伴頭も亦た族を以て商家の伴頭となるなり。其他學士、醫士、役者、職工、〇〇等すべて皆族を以て社會に立てり。

以上述ぶる所の事實に據りて推論するに、凡そ開化の進歩するは社會の性なることを知るべし。例へば王朝の時の如く門地の貴賤を論ずるの弊甚しきときは、各地封建の勢を發して以て自由を求め、足利氏の季世の如く封建戰國の禍亂に陥れば、終に集合して太平を致さんことを求め、既に太平を致すの後は、文學より技藝より凡百の事に至るまで皆進歩せしめて、以て人々の生涯を快樂ならしめんことを求む。社會の動く所常に此の如し、英雄豪傑の爲す所、或は其勢を早め、或は之を遅延せしむるに過ぎざるなり。嗚呼此理を推して將來を察せば、我國前途の事また豫知することを得べきなり。

且つ夫れ社會の發達は他の有機諸物の發達と異ならず、今草木に就きて之を例せん。抑々草木の性たる、又保生避死の天性を存するが爲めに、其生長するや疑ふべからずと雖も、之を養ふに種々の方法を以てせば、以て堅韌ならしむべく、以て柔弱ならしむべく、以て長大ならしむべく、以て

矮小ならしむべし。之と同じく社會開化の發達するは社會の性なりと雖も、之を養ふに王朝の制度を以てすると、鎌倉政府の制度を以てすると、徳川政府の制度を以てするとに因りて、文學貨財より風俗人情に至るまで、皆異様の稟性を得せしめたり。是に由りて之を觀るに、社會の制度を立つるものは、恰も園丁の草木を育つるが如き歟。嗚呼如何なる有様に於て草木最も長ずるやを知らば、社會發達の如何なる制度の下に於て最も速なるやを知ることまた難からざるべし。

### 第十三章 徳川治世の間勤王の氣の發せし事

我國開化の斯く進歩せる際に於いて、徳川政府の爲めに不利なる一元素の發達し來るものあり、其は如何と云ふに、王室を尊ぶの氣風大に増進せし事はなり。蓋し徳川家康の禍亂を戡定せらるゝや、深く王室の將來に懼るべき者あることを知れり、されば表面には之を尊重したりしが如しと雖も、内實は全く之を抑へしなり。固より戰國潰爛の折に比すれば、王室は一唾の勞も自らせられずして、衆庶の尊崇を受け、數多の俸領をも得たまひし事なれば、幸福の度は天壤管ならずと雖も、人智漸く古來の歴史を是非するに及び、徳川氏が萬般の政務を親らし、王室は全く虚位を擁するが如き姿あるを見て、王室を舊時に復せんとする志の發するは人情の常なり、是れ家康の豫め防がんと欲したる所なり。然れども此心の進歩するまた一朝一夕の事にあらざりき、彼の二千二百九十七年、徳川三代將軍治世の時、肥前島原に耶蘇宗の亂あり、其張本たるもの素と大阪の殘黨にして、

初より徳川氏の政體を破壊せんとの精神に出でたるものなりと雖も、其口に藉きて以て人心を固結せしめんと欲する所のもの、即ち勤王にあらずして耶蘇宗にあり。夫れ姦雄の士其志の成らざるを憤り、政府に向ひて干戈を試みんと欲するものは、必ず輿論の投すべきに投すべし、若し夫れ當時の輿論果して勤王に切なれば何ぞ敢て之を口に藉かざらんや。然るに其茲に出でずして耶蘇宗に據る、以て當時勤王の説世上に洽からざりしを知るべし。其後十四年を経て二千三百十一年に至りて、由比正雪、丸橋忠彌の亂あり、正雪固より死を恐れずして臭名を萬世に傳へんとするものなれば、若し夫れ勤王の説にして當時に盛ならんには、何ぞ之を口に藉きて人心を固結せしめざることあらんや。然るに其口に藉く所のものは之に出でずして、却つて徳川氏の親藩紀州公の謀反に託す、是れまた以て勤王の説未だ盛んならざりしを知るべし。然るに其後太平久しく打ち續きしかば、當時の世態に最も必要なる教則訓言の自から發するは自然の勢なり。徳川政府の組立は封建制度なり、封建制度を破るものは不忠の心なり、故に忠義の教太平の久しきに從ひて社會に發成したり、漢學の旺盛に至るに及びて、其碩學鴻儒愈々之を鼓舞したり。蓋し孔子の教は素より封建の時に發したる者なれば、其君臣の分義を説くこと、恰も善く當時社會の結構を鞏固ならしむるに適するものあり。加之物は見るものゝ地位に從ひて異なるものなれば、徳川時代に行はれたる孔孟の教は、忠義の事に切なること、却つて純粹なる孔孟の教より甚しきものあるが如し。されば其所謂忠なるものは君の爲めに其身を顧みざるの意なり、其所謂孝なるものは父の爲めに痛苦をも厭はざるの謂なり、

蓋し是は中庸を得たるものにはあらざるべきも、封建制度を維持するものが全く此心なれば、時世の移るに従ひて、其心愈々盛んなりき。然り而して英雄豪傑の士、大に此心を鼓舞するものなきにあらず、二千三百五十二年の頃、水戸黄門光圀大に此氣風を鼓舞せり。蓋し光圀の主義たる、王室を尊崇し、皇統の正經を立て、佛教を排し、臣民の分義を明かにするにあり。故に大に我邦の古籍を集め、以て大日本史、禮義類典の類を作らしめ、又朱明の遺臣朱舜水を重聘して漢籍を勧め、孔孟の儒道に據りて頻りに忠義の教を奨励せり。然り而して最も社會の人心に大感覺ありしは、楠氏の墓を湊河に建て、嗚呼忠臣楠氏之墓と記せし事なり。是より先き楠氏の名望未だ世に著はれず、唯一二の儒者舊史を讀み、其事跡を見て之を欽慕するあるのみ、然るに光圀の楠氏が墓を湊河に建てしより、村童牧兒も楠氏の人となりを知り、勤王は人事の最も榮譽あるものたる事を解せり。其後久しからず二千三百六十一年に至り、赤穂の臣其主の爲めに怨みを報ぜし事あり、其事情の憐むべきと其進退の整備したるに因りて、海内一般其人となりを慕へり。俳諧師は俳諧を讀み、戯作者は忠臣蔵を作り、儒者は義人録を著し、歌人詩人各々其長ずる所を以て其行爲を讚美せり。而して忠義の行ひ社會に尊ばるゝ時代なれば、世人皆其刑に處せられたるを惜まざるものなかりき。

此時代の前後に當りて、彼の徳川氏并に諸侯の内部に起りたる騒動も、大に忠孝の氣を鼓舞せり。夫れ亂臣賊子の君家を亂るは、實に封建制度を破潰するものなり、故に建封制度の時に當りて、大逆無道として非斥するもの之に過ぐるなし、彼の姦計を企てたる悪人等は、世人擧りて之を惡み、

其騒動を静めたる忠臣は、世人擧りて之を賞したれば、社會の風教は、愈々封建制度に適して發達せり。

此時に當りて更に其勢を助くるものあり、演劇、淨瑠璃、小説等の盛んに行はれし事是なり。是等のものは固より當時社會の風教を變んと欲するの卓見を以て作り出だされたるものにあらず、全く社會の風教を其儘に寫し出せるものとして見るべきならん。されば其所謂勸善懲惡の主意たる、一に唯だ當時に行はれたる世論を示すに過ぎずと雖も、益々忠義の氣を勸むるものあるなり。其記する所を見るに、上に王室、將軍、諸侯の事より、下は武士、商人等の事に至るまで、必ず臣僕の内には惡人ありて其主家を覆し、主人庸愚にして而して後忠臣出て、數多の痛苦を嘗め、其主家を回復したるの歴史なり。大凡世人の感覺を發揮する者、此等の著作より甚しきはなし、此等の著作を見聞するものは、皆其惡人を見て憎み、其善人を見て憫み、切齒扼腕するに至るもの多し。當時の著作たる、惡人は非常の惡、善人は非常の善にして、共に人情に近かゝらずと雖も、當時の人情又た粗なるにより、能く之を感奮せしめ得たりと見えたり。

されば社會に行はるゝ輿論は、常に英雄豪傑の首唱になるが如しと雖も、其實は當時の一般人民に利益あるものに外ならざるなり、忠義の教何故に利益ありし乎、是れ則ち當時の制度は封建制度にして、君臣の關係を以て社會を立てたる折柄なれば、忠義の教は最も之を維持するに適すればなり。されば彼の勸善懲惡の世の教の如きも、必ずしも聖人の作りしものにはあらで、愚夫愚婦の輿

論集まりしものと思はる。

斯く忠義の説社會に發揚するに及びて、大に徳川政府の封建制度に衝突するの結果を發せり。何となれば我國に於て忠義主義の最も大なるものは、徳川氏に盡すにあらずして王室を尊ぶにあることは、歴史の明かなるに従ひて、一般人民に知られたればなり。彼の光陰なるもの固より人心をして徳川氏に叛かしめんと欲するの意あるにあらず。蓋し君に忠を盡すの善事たるを知り、而して人君の最も貴きものは天子に超ゆるなきを知る、故に忠を王室に盡せしものを尊びしなり。赤穂の義士の行爲の如き、其他演劇小説に記載せる忠義の士の行爲の如きは、皆其君に忠なるものなり。其君に忠なれば封建制度は鞏固なるべしと雖も、其君の君に忠なれば其事竟に如何なるべきや。蓋し忠義の教愈々社會に著はれ、古昔王朝の盛んなりし歴史、愈々人智に現はるゝときは、其所謂忠義の氣は其君に於てせずして、君の君に於てするの正理たる事を思はしむべし。固より學理の上より論ずるときは、其君の君たるものは全く我には因縁なきものなるべしと雖も、人情の感觸は決して然らざるなり。且つや人類貴賤の考は大に其勢を助くるものあり、蓋し人情の尊敬する所は、親しからぬものに發するものなり。抑々賢不肖の差は左まで甚しきものにあざれば、相親しむときは尊しと思はるゝ程の人はあらぬものなれども、其名聲を傳へ聞きて、親しく交はる事のならぬときは奥床しく思はれて、自ら人をして尊重の念を發せしむるものなり。貴尊の念又生を保ち死を避くるの天性より發する理由は第四章に詳なり。されば王室が平安の都に在して、すべて世間の政務に關係し玉はず、深く隱退せられたる有様は、

最も世の尊信を誘くの原因となれり。殊に神代荒蒙の時より連綿として正統を傳へ玉ふこと、當時の歴史に明かなれば、我日本は天子のものなり、普天率土、王土王臣にあざざるなし、中葉頼朝等黠猾の才を以て王權を攘み、終に將軍政府の基を立てたりと雖も、眞正の神權は王室にありとの考漸く人民の間に發生せり。

此事の第一の原因は和學の漸次に開けて神道の隆盛なりしに生まれり、蓋し神道の説たるや、王室の衰へし鎌倉政府興立の頃よりして體裁を爲すに至れり。後鳥羽院の時、千九百年代の中頃卜部兼直神道大意を著せり、其後度會家行類聚神祇本源を著はす、南北朝の戦争の時、北畠親房元元集及び神皇正統記を著す。是に於て乎神道稍々形體を爲す者あり。其後足利氏より戰國に移りて神道全く衰ふ、書の見るべきなし。徳川氏海内を靜定するに及びて、儒者にして我國の古事に注意するもの兼て之を研究せり。林道春、山崎闇齋、新井白石の輩皆著書あり、而して闇齋の如きは深く之を信ぜり。然り而して和學者眞淵、宣長、篤胤等の諸子又熱心之を主張し、我國は神國にして神の御子孫世々天位に登り玉ふ、世界無比の尊き國たるを人々に知らしめたり。斯く神道の進むに従ひ、皇統を貴ぶの氣從ひて盛んになれり。宗門に熱心するもの、何ぞ理論に關せん。我皇室の御祖先は神なりとの論を信じて、勤王の氣又之より發生せり。此氣漸く鬱結して、終に高山彦九郎、蒲生君平の輩に至り、最も王室の凌夷を歎き、諸侯に説き、士民を鼓舞して、身命を顧みざるの熱心を示せり。二千五百年代の末に當りて、儒者中又大に此の如き議論を主張したる者あり、其人誰とする、

頼山陽則ち其人なり。蓋し山陽の主張せし所は、神道と其主義を異にして、却つて神道を駁撃したり。然れども其王室を尊崇するに至りては遙に之に過ぎたり。彼れ新井白石の讀史餘論を讀み、皇朝の衰へ武權の興立する所以を知り、頻りに之を慨歎し、又楠氏の勳功を賞讃して、其業の終に成らざるを哀み、徳川氏の政權を擅にし、王室の虚位を擁するを以て、時勢の止むを得ざるものと言はぬばかりに論じたり。蓋し新井白石は古來の俊傑にして、能く開化の理を知れるが故に、古來政府の興廢する理を説きて、徳川氏を経緯せんとしたるなり、頼山陽は即ち其事實に依りて更に勤王の主義を説けり。識者或は其行爲を咎むと雖も、亦一世の俊傑と爲さざるを得ず、況んや日本外史の一たび世に著はれしより、海内一般勤王の義を知り、志士靡然として之に向ふの氣を發揮せるに於てをや、眞に山陽外史の著書の如きは、海内の人心を鼓舞せし事、古來無雙と云ふべきなり。著書を以て人心を鼓舞するを得る此の如きに至りしは、蓋し亦た時世の隆なるに因らずんばならず。然れども此時に當りて、所謂勤王の氣なるものは、未だ以て徳川政府の結構を破壊するの勢あるものにあらずしなり、然るに不慮の事件發出せり、其は何ぞや。二千六百年代の初め、二千五百十三年也。米州の黒船太平洋を越えて我浦賀に著し、通商貿易を請求したることは是なり。是より先き外國の通商は三代將軍の時より固く禁止せられたれば、海内一般殆んど日本の外に國あるを知らざるなり、而して唯其名を聞けるものは支那、朝鮮等の諸國のみなりき、彼の佛祖の本地たる天竺の如きは、或は天空の外にありと思惟せしものあり。此時に當り外國屢々我邊海に寇せざりしにあらず、二千

五百年代の後半に至りて外、船の我近海に往來するもの數々なりき。然れども皆我邊僻の地に上陸したるのみなり、故に唯當時遠大の志あるもののみをして之を忿怒せしむるに止れり。然るに米船の我に到るや、其入る所は則ち江戸近傍の地なり、其求むる所は則ち條約を結びて通商せんことを請ふにあり、事大に前者に異なれり、而して彼之を要求するに強迫の意を以てし、若し之を許さざれば、直ちに兵力に訴へんと欲するの威を示せり。

此の如き人民に對して此の如き事件の發するは、最も其膽を破るに足るものあり。王室は直ちに巫祝僧侶に勅して外人の退去を祈らしめ、幕府は直ちに炮臺を品川沖に築き、諸藩に令して武備を嚴にし、且つ其の得失を建議せしめ、加之洋語に通ずるものをして外國の事情を質さしめたり。

蓋し深暗の中にあるものにして忽ち光輝を見ば、直ちに眼を開く能はざるべし。彼の太平洋中の蕞爾たる一孤島の内に閉居して、絶えて海外異邦の人と交通せざりし人民にして、此の如き事變に逢ひ其心神の惑亂するは抑々亦た理なきにあらざるなり。其第一の恐懼は、外國と交通するときは、彼直ちに我國を奪ふべきにあり。蓋し愛國の念は國に關する事件の生ぜしときに發するものなり。忠君の念は君に不利なる事件の萌せし時に起るものなり。今や外國將に我に交通を求め、我國を奪はんとするの恐れ人心に發したりしかば、憂國の心非常に鬱勃たり。蓋し人心は其自ら苦しきときには切りに自ら慰むるものなり、其自ら恐るゝときには切りに自ら強きが如く云ふものなり、其自ら危きを覺ゆるときは、切りに、自ら尊大にして他の強者を罵詈するものなり。彼の外船の我國に

入るや、其船艦の巍然として大なる、其砲銃器械の整然として精なる、其兵制進退の嚴然として靜かなる、固より以て我國人を懼れしむるに足るものあり。我國の船は片々たる小舟のみ、我國の砲銃は火繩銃のみ、我國の兵制は二千三百年代即ち元龜天正の頃のもののみ、故に如何に我は彼より強しとして自ら慰めんと欲するも、一も之を慰むべきの點あるなし、唯一の慰むべきは當時盛んに發達したる、日本は神國なり、日本の天子は神孫なり、夷狄禽獸と同じからずとの一事にあり。  
水戸の會澤正志著新論に曰く、神按神州者太陽之所出、元氣之所始、天日之嗣、世御宸極、終古不易、固天地之元首、而萬國之綱紀也、誠宜照臨宇內、皇化所暨、無遠不周、而今西荒變夷、以腥足之賤、奔走四海、蹂躪諸國、眇視跋履、敢欲凌駕上國、何其驕也、地之在天中、渾然無端、宜如無方隅也、然凡物莫不有自然之形體、而存焉、而神州居其首、故幅員不狹、廣大、而其所以君臨萬方者、未嘗一易姓革位也、西洋諸蕃者、當其股脛、故奔舶走舸、莫遠而不至也、當時此類の文詩極めて多し。

斯く民間の志士が熱心國事を憂ふるに當りて、徳川政府の大權は二百六十餘年の間、太平の夢を結びたる貴族の掌握せしところなりき。彼等は固より最初徳川政府を創立したる勇猛なる參河武士の子孫なりと雖も、徳川政府の太平は、彼等をしてその精神より身體に至るまで全く柔弱ならしめたりき。其の平生交はる所は多く下臣のみなるを以て、外國の使臣に對するも敢て怯臆することなく、或は能く之を叱責するの勇氣を有したる者あるべし。然れども此輩固より外國交際の何ものたるを知らざるなり、海關稅の何ものたるを知らざるなり、裁判權の何ものたるを知らざるなり、通商交易の如何なる利益あるものたるやを知らざるなり。故に第一に開きたる談判は談判に非ずして寧ろ説諭を受けし者なり、今之に抗せんとせんか、兵力の勝つべきなく、辯論の勝つべきなし、之を諾せんとせんか、人民の忿怒せんことを恐る。是に於て徳川政府の企てたる第一の策は、當時大

に尊信を加へたる所の王室の威を藉り、天子の詔を以て開港を行ひ、以て一は國民の忿怒を鎮め、一は外國の督促を緩うせんと欲するにありき。

從來天子の詔は常に徳川政府の欲するまに／＼なりき。然るに此の如き方略の民間に傳播するや、志士皆忿怒し、慨歎の餘り「寶刀難染洋夷血」と謠ふものあり、「此心偏欲掃戎夷」と唱ふ者あり、今にして尊攘を議せざるものは、國家の奸賊、夷狄の醜奴のみ」と論ずるものあり、其の極や殆んど全國各藩の志士は憂愁胸に迫りて、家を捨て妻子を去り郷里を脱し、生死をも顧みず、嚴罰をも恐れず、東西南北に奔走して、偏に其熱心する所の攘夷の論を徹せんと務めたり。さればまた縉紳の内に入りて、王室の主義全く攘夷と決定せり。而して徳川政府は之を翻さんと欲して、其論幾回となく開港の議を上りたれども、終に其意を達する能はざりき。

是時に當りて徳川十三代將軍家定病み、繼嗣未だ定まらず、一切の政權皆大老井伊直弼の手にあり、此人王室に説くの爲すべからざるを知り、さりとて鎖港攘夷の迫も行ふべからざるを思ひ、まよ王室の之を許さざるも吾能く之を執行せん、諸侯の服せざるも吾能く之を壓服せん、民間の志士の囂々するも吾悉く之を壓殺せん、今日の日本に處するは唯此一方にありと決斷し、終に外國と假條約を結びたり、實に二千五百十八年なり。

天下の志士は此舉措を見て、皆悚然として恐れ、忿然として怒つて曰く、徳川氏は吾人をして外國の奴隸たらしむるものなり、天子の命に背き日本國を陸沈せしむるものなりと。囂然之を非斥し

て皆心を王室に歸せり。直弼謀して之を知り、乃ち一網に打盡したりしかば、世論益々之を怒り、二百五十餘年人望の係りし政府も、復た一人の之を慕ふものなきに至れり。實に開港の止むを得ざるを知るの俊士と雖も、亦た之に服せざるもの多かりき。

此の如き時に當りて此の如き舉動を行ふ人の良死を遂げざるは社會の理なり、故に直弼遂に一私怨の爲めに水戸藩士の手死せり、然れども彼既に徳川政府と一身とを犠牲にして外國と條約を結び、以後如何なる鎖港論者の政權を執るも、容易に之を決行する能はざらしめたるは、蓋し亦國家に大功ありと云ふべし。

是より先き天下の諸侯及び志士は、徳川政府の終に頼むべからざるを見て、皆悉く王室に向ひ、之に頼りて以て鎖港攘夷を行ひ、我神國をして夷狄の奴隸たるを免かれしめんとせり。是に於て直弼等私に思へらく、徳川氏の人望を恢復し、海内をして靜寧に歸せしむるは、唯だ公武をして合體せしむるの一事にありと。則ち皇妹東下の議を奏せり。直弼死するの後、老中等庶政を一新し、諸侯の妻孥を其國へ歸し、且つ公武の合體を希望し、終に第十四代將軍家茂をして上洛せしめ、諸侯を京師に集め、天子の目前に於て開鎖の一論を決せんと企てたり。

若しこれを行ふの人にして賢良ならんには、斯の如き企は當時に於て或は適合するものたらん、然れども其人の適せざるを如何せんや。夫れ徳川氏が三代以後天下の政權を掌握したるものは、決して之が政權を執りしもの、賢良なりしに因るにあらざるなり、全く祖先の制定したる組織の完全

なるに因るなり、彼れ關東形勝の地に據りて諸侯の質を擁し、之を大城の内に集めて以て抑制したるに因るなり、故に其靜寧に歸したるものは、心裏上の制馭に因るよりは、寧ろ外形上の制馭に因るもの多きなり。されば此の如き人を以て巍然たる大城の内を出で、開豁なる廣野の外に逍遙し、數々公衆の耳目に接せしめば、威嚴地に墜ち政令遂に行はれざることは防ぐべからざるの勢なり。是時に當りて、徳川政府の内部にも既に人材登用の論ありて、復た舊時の如きものにあらずと雖も、如何にせん未だ上位に居るものまでも變改するには至らざりき。故に其京師に出で、他の諸侯と併列するや、復た外形上の威嚴以て其勢を添ふるものなし、故に諸侯を服せしむるの勢力は、上洛の時に當りて隱然消散せり。況んや此時に當りて關西諸國の諸侯の如きは、早く既に外國船突入の激動に感じて内部の改革を行ひ、久しく襲來せる門閥の弊を廢し、憂國の志士を選みて國事を任じたれば、之と應對の際に於てすら數々輕蔑を免かれざりき。されば王室をして徳川氏に合せしめんとして企てたる將軍の上洛は、却つて徳川氏をして王室に屈服せしむるの媒となり、天子石清水に幸し、自ら將軍に節刀を授けて攘夷を行はしむるの重大事件を發するに至れり。是時將軍病みて出づる能はず、代理の人亦疾みて出づる能はず、由りて其事遂に行はれざりしが、徳川氏内部の醜體是に至りて全く世に發露せり。

然れども此時に至りて、王室は初めて攘夷鎖港の全く行ふべからざる事を知られたり。之より先き水戸藩最も鎖港を主張し、一橋卿又た其議を賛し、以て徳川氏の政略に抗したり。されば王室は

二侯及び其他の諸侯を關東に下して攘夷を執行せしめられたれども、皆之を實行する能はざりき。是に於て公武合體の目的初めて達するを得て、而して攘夷鎖港を主張する縉紳諸侯及び民間の志士大に勢力を失へり。

然れども徳川氏既に人望を失せり、豈に久しく海内を制するを得んや。公武共に開港の主義を取るに及びて、鎖港攘夷を主義とせる民間の志士私に兵を執りて政府に抗するものあり、松本謙三郎、吉村寅太郎等中山 忠光を擁して大和五條に反し、長州人來りて 藩士の京師を騷擾するものあり、京中に戰ふ。 諸侯の私に外國と戰ふものあり、水戸藩に内亂ありて 長州の人外船に發砲せしかば外國人怒りて之を、相城殺するもの數年。 諸侯の内亂政府を煩はすものあり、海内多事、 徳川氏殆んど之を制馭する能はず、而して外國又頻りに償金を促し、徳川政府の過失を咎めたり。凡そ政治の難此時より難き者あらざるべし、而して此等の事は悉く之を鎮定するを得たりと雖も、更に一釁隙の乗ずべき者を示せり。

之より先き長州藩毛利氏數々徳川政府の命に抗したり。其所謂俗論黨なるもの恭順謹慎の意を致して、多く謀に與かる臣下を誅したるが爲めに、徳川氏は之を寛恕したりと雖も、此の時高杉晋作なるもの出て、自ら兵を起して俗論黨を撃ち、閩藩の議論を一新したるが爲めに、徳川氏は兵を發して之を滅せんと欲せり。乃ち従前の方法により、一紙の命を傳へて地を割き、若しくは封を移すことの能はざるを察し、征討の師を下して勝敗を試みんとせり。是時に當りて長州は既に外國と一戰して大に兵制を改めたり、されば其戰最も奇觀なりき。鎖港攘夷を主張せる長兵は悉く洋式を用

ひ、輕装して銃砲を携へたり。開港を主張し徳川氏の命を奉じて攻寄する諸侯の兵は、皆元龜天正以來家傳の甲冑を著し、錆びたる鎗を持ち瘦せたる馬に跨りたり、其勝敗知るべきなり。若し其れ徳川氏をして全力を盡して之に向はしめば、其長州を破ること必せり。然るに此時家茂將軍薨去し、内外多事なるが爲めに、僅に長藩に諭して兵を退かしめ、以て一時を苟安せり。

されば既に人望を失せる徳川政府は、更に兵力の弱なることを示せり、故に茲に至りて徳川氏は既に已に政府たるの權力を失ひしなり。因りて大藩外諸侯は勿論、小藩譜代と雖も其命に従はざるもの多かりき。土佐侯山内氏乃ち其臣をして十五代將軍慶喜に説かして曰く、泰西人來航以來、物議紛然、東攻西撃、殆んど寧歳なし、恐らくは外國の輕侮を招かん、是れ政令二途に出で、天下耳目の屬する所を異にするが爲めなり、宜しく政權を王室に奉還し、萬國と併立するの基礎を立つべしと、將軍其説を容れて政權を奉還せり。

然りと雖も徳川氏の封領は削るべからず、その臣下の多き、糧食の足れる、海内固より之と比すべきなし。若し夫れ隱然關東に據りて唯だ朝廷の命是れ従ひたらんには、朝廷また之を如何ともする能はざるべし、然れども薩長土等の藩臣が朝廷の權を專にするを見ながら、何事も其命を奉ずるは、人情の堪ふる能はざる所のものあらん、終に伏見の變を發し一敗して關東に退けり。

伏見の一戰は天下の向背を決したるが如し、然れども徳川氏は尙ほ海内の強國たるを失はざりき。其陸軍の如きは當時最も熟練せるものなりき、海軍の如きに至りては他の諸侯嘗て之を有するもの



なし、而して徳川氏は開陽、蟠龍、回天以下數多の軍艦を有したり。伏見の一敗は以て從來要路に當りたる卑怯の俗物を排除するの幸機となりたるべし、されば若し更に關左の兵を起して東海東山の二道を上らしめば、天下の事未だ知るべからざるなり。然れども此時外患方に深く、干戈を邦内に動かすべきの時にあらず、故に將軍慶喜は勝安房、大久保一翁の説を容れ、自書臣下を戒めて曰く、官軍に抗するなかれ、官軍に抗するものは猶ほ刃を吾に加ふるが如きなりと。即ち江戸城、及び軍艦、銃砲を朝廷に献じ、而して身其命を俟てり。さればさしにも堅牢なりし徳川政府の組織も、民間の輿論に抗したるが爲めに、開港後僅に九年にして終に解體したりけり。蓋し當時の輿論たりし鎖港攘夷の一論の如きは、何ぞ必ずしも策の得たるものならんや、今日三尺の童子も尙ほ其非なるを知るべし、徳川氏が終始開港を是としたりしは國家に大功ありと云ふべし。然れども此の如き固陋なる輿論も尙ほ且つ壓服する能はずして、却つて自ら倒れたり、國家の大權を執るものにして此理を解せざるときは、徒に社會に風波を生ぜんのみ、徳川氏の如きは好龜鑑を社會に遺したりと云ふべし。

然れども外交一たび開けて、而して徳川政府の制度を永遠に保持するは到底望むべからざるなり。蓋し徳川氏の制は諸侯及び人民の反亂を防ぐに於て最も緻密なる所あり、故に二百五十年の久しき一諸侯の叛くものあるなし。然れども海内連合して外敵に向ふの時に至りては、封建制度の區劃全く無用のものとなれり。古語に曰く、同舟颶に逢へば吳越相救ふと。故に秦兵強き時は六國連合し、

傭兵強きときは英日連合す、其連合の時に當りてや固より六國なく英日なきなり。外船の突入するや、日本人民の恐怖せしこと實に非常なりき、故に封建の分子は此時早く既に破滅し、彼の族を重んずるの習氣全く社會を去れり、諸侯の内部に於ては皆改革を行ひ、皆日本國を思ふの人をして藩政を司らしめたり。是時に當りて此等の人の心裏、復た其君に忠を盡さんとの念あらざるなり、其藩を愛するの念あらざるなり、全く日本國をのみ憂ひて、少しく更に動王の志を存せしものなり。此の如き人物は豈に是れ封建の人ならんや、全く郡縣の人なるなり。されば徳川政府を滅したるは、外面にては封建諸侯の力なるが如く思はるれども、其實は愛國の志士封建の遺物なる一團結に據りて其目的を達せしなり。されば徳川政府の滅せし後四年にして、明治政府は遂に封建を廢して郡縣と爲せしと雖も、海内一人の其君侯に忠なるものありて之に抗せしことなし。蓋し之を聞く、封建制度の盛んなるや、人民愛藩の念ありて愛國の心なし、敵國外患の強きや愛國の心ありて愛藩の念なしと。今徳川氏の末路愛國の心ありて愛藩の念なきを見れば、則ち徳川政府の滅する所以は封建の滅する所以なるを知るべし。然らば則ち其滅するや命なり、何ぞ必ずしも責を一二執政者の過失に歸すべけんや。

跋

明治復續。百度皆新。天下之事。率取法於西國焉。獨史籍之體。全然仍舊貫。雖浩何補。吾友鼎軒田口君。夙通經濟之學。觀史有別眼。嘗慨古今史乘之無益世道。倣西國開化史。著此編。以論我國文物之所。以旺虛者焉。其博識卓見。非尋常史家之所及也。嗚呼此編也。僅之數卷耳。不可謂浩也。然擴而充之。可以壓倒萬卷矣。可以濟成天下焉。蓋以其平素所蘊蓄者溢而爲史也。然則觀斯書者。謂君善以學成史。則可。謂君善以史成學。則不可。

明治十五年三月七日

香亭中根淑識

日本開化小史

明治十年——十五年

大正六年

昭和二年全集第二卷收容自一頁至百十六頁

六册發行

再版發行

昭和四年二月一日印刷  
昭和四年二月九日發行

版權  
所有

改造文庫 第一部第二十二編

日本開化小史 定價二十錢

著者 田口卯吉

發行者 山本美

東京市芝區愛宕下町四ノ六

印刷者 君島潔

東京市小石川區久堅町百〇八番地

發兌

東京市芝區愛宕下町  
四丁目六番地

改造社

振替口座東京八四〇二番  
電話芝(45)自一一二四番  
至一一二四番

我社は世界に於ける出版界の革命者である。廉價全集の創始者である。
 我社が大正十五年十一月多大の犠牲を豫期して廉價全集を發行するや、
 感激の聲國內を震撼し、日日數千通の感謝狀が舞ひ込んだ。今迄特權階
 級のみの藝術であり、哲學であり、經濟、美術、科學であつたものが無
 産階級の全野に解放されてからは全國を通じて讀書階級が一時に數十倍
 となつた。この劃期的現象を招來し、我國の文化を一時に引上げ文化史
 上赫々たる我社は、尙當時の宣言の徹底を期して茲に「改造文庫」を發
 刊せんとす。尙その内容は別記の如くであるが、我社は數十年を期して
 あらゆる權威ある著作を本集に網羅して民衆的一大文庫を建設せんと欲
 す。諸君の期待と支持を俟つ。

- 此の文庫は、内容の嚴選と最低の廉價とを以て第一義とし、専ら大衆普及を目的として刊行す。
- 此文庫に收容するものは、東西古今百般の書に互り、校訂、註釋、翻譯、總て典據たるべきを期す。
- 此文庫は、社會、經濟、政治、哲學、思想、歴史、文學、藝術、美術等百般に及ぶ。

- 表紙上の番號は單に發行順を示すものなれど、將來檢索上の便宜をも考慮に容れて之を示す。
- 一冊の分量は約百頁以上五百頁とし

定價は約百頁を單位として拾錢としその冊子の頁に應じて二十錢、三十錢、四十錢、五十錢とす、但、地圖附録等挿入の場合は、必らずしもこの例に依らず。

- 表紙意匠中、1.は十錢、2.は二十錢を、3.は三十錢を示す。以下之に倣ふ。
- 定價及び送料左表の如し。

表紙背の符號	定價(錢)	送料(錢)
1	一〇	二
2	二〇	四
3	三〇	六
4	四〇	八
5	五〇	一〇
6	六〇	一二
7	七〇	一四
8	八〇	一六

改造文庫第一部目録

第一篇 富國論(上卷)	アダム・スミス著(近)	第九篇 經濟學原理	チエボン ス著(近)
第二篇 富國論(中卷)	アダム・スミス著(近)	第一〇篇 社會主義の發展	エンゲルス著(近)
第三篇 富國論(下卷)	アダム・スミス著(近)	第一一篇 マルキシズム論	石川準十郎譯
第四篇 人口論	ロバート・マルサス著(近)	第一二篇 辯證法的唯物觀	山デイツゲン均譯
第五篇 經濟學原理	デギト・リカアド著(近)	第一三篇 哲學の實果	山デイツゲン均譯
第六篇 經濟學原理(上卷)	スチユアド・ミル著(近)	第一四篇 神と國家	バクレーニ宗譯
第七篇 經濟學原理(下卷)	スチユアド・ミル著(近)	第一五篇 婦人論	山ベ川菊榮譯
第八篇 經濟學方法論	カール・メンガー著(近)	第一六篇 古代社會(上卷)	モルガン著(近)
		第一七篇 古代社會(下卷)	モルガン著(近)
		第一八篇 エミール(上卷)	ル山賢次譯

第一九篇 エミール(下卷)	ル山賢次譯	第二九篇 フツサール論文集	フツサール著(近)
第二〇篇 國家論	オツペンハイマー著(近)	第三〇篇 女工哀史	細井和喜藏著
第二一篇 金融資本論	猪俣津南雄著(近)	第三一篇 婦人解放論	スチユアド・ミル著(近)
第二二篇 日本開化小史	田口卯吉著	第三二篇 社會進化と婦人の地位	ラツパポト著
第二三篇 日本經濟論	田口卯吉著	第三三篇 共產主義小兒病	レーニン著(近)
第二四篇 日本經濟學說要領	瀧本誠一著(近)	第三四篇 二十世紀初頭の農村問題	レーニン著(近)
第二五篇 日本商業史	横井時冬著(近)	第三五篇 文學と革命	トロツキイ著(近)
第二六篇 日本工業史	横井時冬著	第三六篇 幸徳秋水集	幸福秋水著(近)
第二七篇 經濟學の實際知識	高橋龜吉著	第三七篇 中江兆民集	中江兆民著(近)
第二八篇 リッケルト論文集	リッケルト著	第三八篇 財産起源論	レヴィンスキイ著

第三九篇組 織 論 鈴レ 木ニ 厚譯(刊近)

改造文庫第二部目錄

第一篇古 事 記 澤 瀧 久 孝 校 訂 (刊近)  
第二篇萬葉集(上卷) 折口 信夫校訂(刊近)  
第三篇萬葉集(下卷) 折口 信夫校訂(刊近)  
第四篇古 今 集 吉澤 義則校註(刊近)  
第五篇新 古 今 集 吉澤 義則校註(刊近)  
第六篇新編源氏物語(上卷) 折口 信夫校註(刊近)  
第七篇新編源氏物語(下卷) 折口 信夫校註(刊近)

第八篇枕 草 紙 山岸 德平校訂(刊近)

第九篇金 槐 集 幸田 露伴校註(刊近)

第一〇篇平 家 物語 山口 剛校訂(刊近)

第二篇山 家 集 齋藤 茂吉校註(刊近)

第三篇俳諧七部集 萩原 蘿月校訂 3

第四篇燕村七部集 萩原 蘿月校訂(刊近)

第五篇伊 勢 物語 久松 潜一校訂(刊近)

第六篇神皇正統記 宮地 直一校訂(刊近)

第七篇芭 蕉 翁 文 集 萩原 蘿月校訂 3

第一八篇會 根 崎 地 獄 中 黑木 勘藏校註(刊近)

第一九篇心 天 飛 鳥 宴 脚 黑木 勘藏校註(刊近)

第二〇篇國 姓 爺 合 戰 黑木 勘藏校註(刊近)

第二一篇槍 權 三 重 帷 子 渡 黑木 勘藏校註(刊近)

第二二篇心 中 重 井 筒 作 黑木 勘藏校註(刊近)

第二三篇山 崎 與 次 兵 衛 壽 申 黑木 勘藏校註(刊近)

第二四篇傾 城 反 魂 香 黑木 勘藏校註(刊近)

第二五篇淀 鯉 出 世 瀧 德 切 黑木 勘藏校註(刊近)

第二六篇堀 多 小 女 郎 波 枕 鼓 黑木 勘藏校註(刊近)

第二七篇五 十 年 忌 歌 念 佛 曆 黑木 勘藏校註(刊近)

第二八篇菅原傳授手習鑑 黑木 勘藏校註(刊近)

第二九篇八百屋お七歌祭文 黑木 勘藏校註(刊近)

第三〇篇伊賀越道中双六 鏡 黑木 勘藏校註(刊近)

第三一篇大 徒 然 草 吉澤 義則校註(刊近)

第三二篇日 蓮 上 人 集 吉澤 義則校註(刊近)

第三三篇親 鸞 上 人 集 吉澤 義則校註(刊近)

第三四篇北村透谷選集 島崎 藤村編 1

第三五篇樋口一葉選集 樋口 一葉著 1

第三六篇凡 二 葉 亭 主 人 著 1

第三七篇平 凡 二 葉 亭 主 人 著 1

第三八篇	子規俳話	正岡子規著	(近刊)	第四八篇	厭世家の誕生日	佐藤春夫著	1
第三九篇	子規歌話	正岡子規著	(近刊)	第四九篇	日輪	横光利一著	1
第四〇篇	坊つちやん	夏目漱石著	2	第五〇篇	労働者の居ない船	葉山嘉樹著	1
第四一篇	草枕	夏目漱石著	2	第五一篇	海に生くる人々	葉山嘉樹著	2
第四二篇	それから	夏目漱石著	3	第五二篇	小公子	巴アネツト著	2
第四三篇	一握の砂	石川啄木著	2	第五三篇	ホワイト・ファンゲ	堺利彦譯	3
第四四篇	我等の一團と彼等	石川啄木著	1	第五四篇	はやり唄	小杉天外著	(近刊)
第四五篇	山陰土産その他	島崎藤村著	2				
第四六篇	作曲白秋民謡集	北原白秋著	2				
第四七篇	獄中記	オスカア・ワイルド著	(近刊)				

(以下續刊)

569  
142

